

# ○実践女子大学香雪記念資料館規程

(平成 14 年 7 月 31 日制定)

改正 平成 22 年 11 月 10 日 平成 25 年 12 月 13 日改正

平成 28 年 3 月 26 日改正 平成 29 年 3 月 25 日改正

2025 年 12 月 10 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、実践女子大学学則（以下「本学学則」という。）第 12 条第 2 項に基づき、実践女子大学香雪記念資料館（以下「資料館」という。）の目的及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 資料館は、実践女子学園の創立者下田歌子の教育理念に則り、女性による芸術（特に美術）、文化に関する作品並びに資料を収集、保管、調査研究、及び展示公開をすることにより、実践女子学園（以下「学園」という。）の教育・研究に資するとともに、芸術・文化及び教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 資料館は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 作品及び資料の収集、保管、調査研究、展示
- (2) 展覧会、講演会等の開催及び関連資料のウェブサイトでの公開
- (3) 作品及び資料の学内外への貸与、情報提供
- (4) 『香雪記念資料館館報』のリポジトリでの公開と参考資料等の刊行及びアーカイブ化
- (5) そのほか前条の目的達成に必要な事項

2 前項に定める事業のほか、本学博物館学課程と連携した教育を行う。

(構成員)

第 4 条 資料館の構成員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 館長
- (2) 学芸員
- (3) 兼務研究員
- (4) 客員研究員
- (5) 奨励研究員

(館長)

第 5 条 館長の任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 館長は、本学の教授をもってこれに当て、学長が任命する。
- (2) 館長は、資料館を代表し、館務を統括する。
- (3) 館長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(学芸員)

第6条 学芸員の身分、任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 学芸員は、本学の専任教育職員（教授、准教授、専任講師、助教）とする。
- (2) 学芸員は、学部教授会の構成員となることができる。なお、構成員となるためには、当該教授会の議を経るものとする。
- (3) 学芸員の採用及び昇任は、館長の推薦に基づき、実践女子大学教員選考規程の手続きにより学長が決定し、理事長が任命する。
- (4) 学芸員は、主に第3条に定める資料館の事業及びその運営に従事する。
- (5) 学芸員は、博物館学課程の専任教育職員になることができる。
- (6) 学芸員は、第4号の規定にかかわらず、研究成果の教育的還元および教育研究の連携推進のため、資料館の事業及び運営に支障がない範囲で、館長の許可が得られた場合に限り、週3コマを上限として授業を担当することができる。

(兼務研究員)

第7条 兼務研究員の任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 兼務研究員は、本学及び実践女子大学短期大学部の専任教職員をもってこれに当て、館長の推薦により、研究推進機構会議の議を経て学長が任命する。
- (2) 兼務研究員は、資料館の企画に基づき調査、研究等の業務に従事する。
- (3) 兼務研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第8条 客員研究員の任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 客員研究員は、本学及び実践女子大学短期大学部以外の研究者をもってこれに当て、館長の推薦により、研究推進機構会議の議を経て、学長が任命する。
- (2) 客員研究員は、学芸員に協力して資料等の調査研究等の業務に従事する。
- (3) 客員研究員には給与を支給しない。ただし、客員研究員が第3条に定める業務を行うために出張するときは、「実践女子学園職員等の旅費に関する規程」に基づき交通費実費を支給する。
- (4) 客員研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(奨励研究員)

第9条 奨励研究員の任命及び業務等については、次の各号による。

- (1) 奨励研究員は、大学院に在籍する者又は本学の大学院を修了した者をもってこれに当て、館長の推薦により、研究推進機構会議の議を経て学長が任命する。
- (2) 奨励研究員は、学芸員に協力して資料等の調査研究等の業務に従事する。
- (3) 奨励研究員には給与を支給しない。ただし、奨励研究員が第3条に定める業務を行うために出張するときは、「実践女子学園職員等の旅費に関する規程」に基づき交通費実費を支給する。
- (4) 奨励研究員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(資料館運営会議)

第 10 条 資料館業務の実施に関する事項を審議するため、資料館運営会議を設ける。

2 資料館運営会議は、館長、学芸員及び兼務研究員をもって組織し、館長がこれを招集し、議長となる。

3 館長は、必要と認める場合、客員研究員、奨励研究員に資料館運営会議への出席を求めることができる。

4 資料館運営会議は、次の各号について審議する。

(1) 資料館の事業の企画、実施、教育指導及び管理等運営に関すること

(2) 予算・決算に関すること

(3) 人事に関すること

(4) そのほかの必要な事項

(管理)

第 11 条 資料館の管理に関する事項は、別に定める「実践女子大学香雪記念資料館管理細則」による。

(重要事項審議)

第 12 条 次の各号に定める重要事項は、資料館運営会議の審議を経て、研究推進機構会議に諮るものとする。

(1) 資料館の事業計画に関すること

(2) 予算・決算に関すること

(3) 人事に関すること

(4) そのほか館長が必要と認める事項

2 研究推進機構会議については、別に定める「実践女子大学研究推進機構規程」による。

(設置場所)

第 13 条 資料館は、東京都渋谷区東一丁目 1 番 49 号に置く。

(事務室)

第 14 条 資料館の事務を所掌する資料館事務室を置き、必要な事務職員を配置することができる。

2 事務職員は、学園の専任職員、契約職員又は臨時職員とする。

3 事務職員は、資料館の事務及び業務補助を行うものとする。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、全学教授会及び大学協議会の議を経て、学長が決定し、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 31 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 10 日)

この改正規程は、平成 22 年 11 月 10 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 13 日改正)

この改正規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 26 日改正)

- 1 この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 7 月 31 日制定の「実践女子学園香雪記念資料館運営推進委員会規程」は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則(平成 29 年 3 月 25 日改正)

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2025 年 12 月 10 日改正)

この改正規程は、2025 年 12 月 10 日から施行する。